

(証券コード 3181)  
平成26年5月9日

株 主 各 位

名古屋市港区川西通五丁目12番地  
**株式会社買取王国**  
代表取締役社長 長谷川 和夫

## 第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年5月26日（月曜日）午後6時までまでに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 1. 日 時     | 平成26年5月27日（火曜日）午前10時                                       |
| 2. 場 所     | 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号<br>名古屋銀行協会 4階402号室<br>(末尾の会場案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 |  |
| 報 告 事 項    | 第15期（平成25年3月1日から平成26年2月28日まで）<br>事業報告及び計算書類の内容報告の件         |
| 決 議 事 項    |  |
| 議 案        | 取締役4名選任の件  |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.okoku.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ◎今回は、株主総会決議通知の発送を取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定であります。

(添付書類)

## 事業報告

(平成25年3月1日から  
平成26年2月28日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の大胆な金融緩和に対する期待などから株価や心理面が急速に改善し、個人消費においても株高に伴う資産効果により耐久財、半耐久財消費が大きく伸長し、サービス消費についても堅調な推移となりました。

当リユース業界では、一部ハイブランド商品の動きは活発になったものの、所得環境が不透明な中、消費者マインドの改善が一服し、業界を取り巻く環境は不安定な状況が続いております。このような状況の下、当社は、関西地域における3店舗目の出店として、買取王国高槻店（大阪府高槻市）を、同じく4店舗目の出店として、買取王国枚方国道1号店（大阪府枚方市）を、また、関東地域における初出店として、買取王国相模原古淵店（神奈川県相模原市）をそれぞれオープンいたしました。また、ウィメンズ衣料分野の強化のため、子会社として株式会社ペイフォワードを平成25年8月8日に設立しております。既存店におきましては、店舗オペレーションの改革及び商品政策の転換に着手実行しておりますが、その効果が未だ現れてはおらず売上高及び売上総利益も前事業年度を下回る状況となり、平成25年12月13日に業績予想の修正を行いました。以上の結果、当事業年度の売上高は5,380百万円（前年同期比0.4%減）、営業利益は260百万円（同45.9%減）、経常利益は270百万円（同42.1%減）、当期純利益は154百万円（同42.6%減）となりました。

#### (2) 設備の状況

当事業年度における設備投資の総額は81百万円であり、主なものは下表3店舗の新規出店であります。

店舗名	開店日	所在地
買取王国 高槻店	平成25年8月3日	大阪府高槻市萩之庄4丁目1番1号
買取王国 相模原古淵店	平成25年11月1日	神奈川県相模原市南区西大沼1丁目5番5号
買取王国 枚方国道1号店	平成25年12月6日	大阪府枚方市須山町83番地1

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 12 期 (平成22年3月1日から 平成23年2月28日まで)	第 13 期 (平成23年3月1日から 平成24年2月29日まで)	第 14 期 (平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで)	第15期(当期) (平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで)
売 上 高	4,829,947千円	5,251,991千円	5,403,067千円	5,380,938千円
営 業 利 益	203,912千円	403,424千円	480,627千円	260,040千円
経 常 利 益	214,971千円	410,312千円	467,511千円	270,564千円
当 期 純 利 益	105,997千円	216,309千円	269,153千円	154,541千円
1株当たり当期純利益	71円38銭	145円66銭	180円07銭	88円01銭
総 資 産	2,300,829千円	2,554,712千円	2,981,082千円	3,097,300千円
純 資 産	659,514千円	875,823千円	1,369,365千円	1,506,347千円
1株当たり純資産額	444円12銭	589円78銭	779円82銭	857円83銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は発行済株式総数に基づき、算出しております。
2. 第14期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。  
平成24年12月5日付で1株につき500株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (5) 対処すべき課題

今後の経済環境の見通しにつきましては、景気は回復基調にあるものの、消費税の増税や各種物価の上昇等、特に一般消費に影響を及ぼす多くの懸念材料があり、先行きの不透明感は拭えず厳しい環境が続くものと考えます。このような環境の下、「夢ある商品とサービスを通して、喜びと心の満足を創りだしていきます。」という経営理念のもと、店舗営業力の強化、運営体制の再構築に取り組んでまいります。

当社は、各店がそれぞれに商品政策等を決定し、運営する個店経営のスタイルをとってまいりました。その美点は数多くあるものの、反面、反省しなければならない点もあります。現在、各店に留まりがちなノウハウを全社で共有整理し、各店に速やかに発信実行していくための改革プログラムを各店の店長をスタッフとする委員会において進行中であります。

次期におきましては、既存店業績の回復を最優先とし、更なる飛躍のために足腰の強化に注力してまいります。また、仕入れの強化を目的とした買取専門店業態R e c o（リコ）の出店を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成26年2月28日現在）

当社は、総合リユース小売業として、買取王国、マイシュウサガール及びその他業態を運営しております。

(7) 主要な営業所（平成26年2月28日現在）

- ① 本 社 愛知県名古屋市港区川西通五丁目12番地  
② 店 舗

業 態	店 舗 名
総合リユースショップ 買取王国 (直営店28店舗、 F C 1店舗)	愛知県 : 一宮店、港店、小牧店、高辻店、藤が丘店、緑店、春日井店、 植田店、高畑店、守山大森店、 豊田インター店、豊橋牛川店、豊橋神ノ輪店、 半田インター店、岡崎南店、岡崎大樹寺店、刈谷店、豊山店
	三重県 : 鈴鹿店
	岐阜県 : 可児店、岐阜河渡店、大垣店、岐阜長良店、F C 多治見店
	大阪府 : 枚方店、寝屋川店、高槻店、枚方国道1号店
	神奈川県 : 相模原古淵店
マイシュウサガール (直営2店舗)	愛知県 : 一宮店、豊田店
古本・メディア等 リユースショップ ダンシングベア (直営1店舗)	愛知県 : ダンシングベア港店
服飾専門 リユースショップ キングファミリー (直営1店舗)	愛知県 : 名古屋緑店

(8) 従業員の状況（平成26年2月28日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109名（354名）	2名増（12名減）	33歳8ヵ月	4年8ヵ月

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。  
2. 従業員数（外書）は、臨時従業員の平均年間雇用人員（1日8時間換算）であります。

(9) 主要な借入先の状況（平成26年2月28日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	270,291千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	235,590千円
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	176,669千円

## 2. 株式の状況（平成26年2月28日現在）

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 5,940,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 1,756,000株 |
| (3) 株主数        | 1,069名     |
| (4) 大株主（上位10名） |            |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 カ ル チ ャ ー ビ ジ ネ ス	524,000株	29.84%
有 限 会 社 B e n r i	138,000株	7.85%
長 谷 川 太 一	105,300株	5.99%
買 取 王 国 社 員 持 株 会	59,908株	3.41%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	56,800株	3.23%
長 谷 川 和 夫	52,000株	2.96%
鈴 木 義 明	36,000株	2.05%
坪 井 秀 樹	35,000株	1.99%
株 式 会 社 S B I 証 券	33,900株	1.93%
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	32,629株	1.85%

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役に関する事項（平成26年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 和 夫	営業本部長
専務取締役	壬 生 順 三	管理本部長
取 締 役	西 尾 爾 宏	経営企画部長
常 勤 監 査 役	松 岡 保 富	
監 査 役	深 谷 雅 俊	深谷会計事務所所長
監 査 役	荒 木 隆 浩	

- (注) 1. 監査役深谷雅俊氏及び監査役荒木隆浩氏は、社外監査役であります。  
 2. 監査役深谷雅俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 3. 当社は、社外監査役両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。  
 4. 取締役副社長 坪井秀樹は、平成25年4月10日付で退任しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役分)	4名 (一名)	52,430千円 (一十千円)
監 査 役 (うち社外監査役分)	3名 (2名)	9,120千円 (1,320千円)
合 計 (うち社外役員分)	7名 (2名)	61,550千円 (1,320千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 報酬限度額は、次のとおりであります。  
取締役：年額 120百万円（平成23年5月31日開催の定時株主総会の決議）  
監査役：年額 12百万円（平成23年5月31日開催の定時株主総会の決議）  
3. 上記には、平成25年4月10日付で退任した取締役1名に支給した報酬等を含めております。

## (3) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監 査 役	深 谷 雅 俊	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に、監査役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	荒 木 隆 浩	当事業年度開催の取締役会20回のうち15回に、監査役会14回のうち10回に出席し、当社とは異なる事業分野での経営企画業務及び経理財務業務の経験から適宜発言を行っております。

- (注) 1. 責任限定契約の内容の概要  
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。  
2. 深谷雅俊氏は、深谷会計事務所の所長であります。なお、当社は、深谷会計事務所との間に特別の関係はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,200千円
会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	17,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合、当社は監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に従い、次のとおり「内部統制の基本方針」を定め、業務の有効性と効率性を確保し、関連法規を遵守しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は取締役会規程に則り、月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図る。また、常勤監査役・社外監査役も取締役会に参加し取締役の監視を行う。
- ② コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を設置し、月1回定例開催する。
- ③ 内部監査室を設置し、独立した専門部署として業務を行う。
- ④ 内部監査室は監査役、その他の部門と連携しながら職務を行い、業務の適法性・妥当性等を監査する。
- ⑤ 内部通報制度として、社外通報サービスを利用するなどして、情報収集に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に関する文書は、文書管理規程に基づき記録・保管・管理する。
- ② 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報について「インサイダー取引防止規程」等の規程類を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク一覧表を作成し、管理本部長の下、全社的取り組みとする。
- ② 内部監査室の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図る。
- ③ 顧客等の個人情報については個人情報管理規程を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務権限規程に取締役の職務・責任を定める。
- ② 取締役会は取締役会規程に則り月1回定例開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく執行決定が行われる体制を構築する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、具体的な内容は監査役会と相談し、その意見を充分考慮の上検討する。
  - ② 監査役スタッフは当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。
  - ③ 監査役スタッフの任命・異動については監査役会の同意を要する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役（常勤監査役及び社外監査役）は取締役会に出席する。
  - ② 会計監査人との連絡会及び内部監査室との連絡会で連絡をとり、不備の報告等を受け、その改善を行うことで業務の適正化を進める。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会と代表取締役は定期的に意見を交換する体制を整える。
  - ② 会計監査人との連絡会及び内部監査室との連絡会で連絡をとることで、監査役の監査業務を効率的に進める。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元は、経営の最重要課題と認識しておりますが、事業の安定的成長とより磐石な収益基盤の構築は当社の最優先課題であり、内部留保の充実による企業体質強化にも意を用いる必要があると考えております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ありませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

なお、内部留保金の使途につきましては、新規出店による業容の拡大、人材育成を図るため、有効投資する予定であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成26年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>2,071,281</b>	<b>流動負債</b>	<b>596,918</b>
現金及び預金	646,869	買掛金	22,933
売掛金	84,571	1年内返済予定の長期借入金	362,378
商品	1,230,145	未払金	61,561
前払費用	66,522	未払費用	43,269
繰延税金資産	30,065	未払法人税等	25,191
その他	13,107	未払消費税等	11,302
<b>固定資産</b>	<b>1,026,018</b>	預り金	12,094
<b>有形固定資産</b>	<b>610,887</b>	賞与引当金	16,282
建物	236,394	ポイント引当金	39,755
構築物	42,845	その他	2,150
車両運搬具	0	<b>固定負債</b>	<b>994,034</b>
工具、器具及び備品	51,305	長期借入金	890,774
土地	280,342	退職給付引当金	24,000
<b>無形固定資産</b>	<b>30,958</b>	資産除去債務	78,480
借地権	4,636	その他	780
ソフトウェア	25,994	<b>負債合計</b>	<b>1,590,953</b>
その他	328	純資産の部	
<b>投資その他の資産</b>	<b>384,171</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,506,347</b>
関係会社株式	15,000	資本金	330,319
出資金	20	資本剰余金	260,319
長期前払費用	3,203	資本準備金	260,319
繰延税金資産	23,648	<b>利益剰余金</b>	<b>915,709</b>
差入保証金	298,609	その他利益剰余金	915,709
保険積立金	43,689	繰越利益剰余金	915,709
<b>資産合計</b>	<b>3,097,300</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,506,347</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>3,097,300</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 平成25年3月1日  
至 平成26年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,380,938
売 上 原 価		2,541,880
売 上 総 利 益		2,839,057
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,579,017
営 業 利 益		260,040
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	148	
受 取 保 険 金	2,308	
受 取 手 数 料	17,426	
そ の 他	4,265	24,148
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,509	
そ の 他	1,114	13,624
経 常 利 益		270,564
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	132	132
税 引 前 当 期 純 利 益		270,431
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	110,803	
法 人 税 等 調 整 額	5,086	115,889
当 期 純 利 益		154,541

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成25年3月1日  
至 平成26年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	330,319	260,319	260,319	778,727	778,727	1,369,365	1,369,365
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△17,560	△17,560	△17,560	△17,560
当 期 純 利 益				154,541	154,541	154,541	154,541
事業年度中の変動額合計				136,981	136,981	136,981	136,981
当 期 末 残 高	330,319	260,319	260,319	915,709	915,709	1,506,347	1,506,347

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式

総平均法による原価法によっております。

##### ② 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～20年
構築物	3～10年
車両運搬具	2～5年
工具、器具及び備品	4～20年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしておりますが、残高はありません。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

##### ③ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の使用に備えるため、過去の使用実績に基づき、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

##### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、従業員の当事業年度末における自己都合要支給額を計上して

おります。

#### (4) ヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

##### ③ ヘッジ方針

金利スワップは借入金利息等の将来の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更が、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 388,694千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	1,756,000	—	—	1,756,000

(2) 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年 5月30日 定時株主 総会	普通株式	利益 剰余金	17,560	10円	平成25年 2月28日	平成25年 5月31日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,882千円
賞与引当金	6,138千円
ポイント引当金	14,987千円
退職給付引当金	8,479千円
減損損失	1,090千円
商品評価損	1,590千円
資産除去債務	27,727千円
その他	4,592千円
繰延税金資産合計	<u>67,488千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	13,774千円
繰延税金負債合計	<u>13,774千円</u>
繰延税金資産純額	53,714千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	37.70%
(調整)	
留保金課税	2.97%
住民税均等割等	1.61%
その他	0.57%
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	<u>42.85%</u>

(3) 決算日後の法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。



これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.70%から35.33%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	55,768千円
1年超	932,096千円
合計	987,865千円

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行っておりません。また、資金調達必要性が生じた場合は、銀行借入で対応する方針であります。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の経理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

営業債務である買掛金については、原則1ヵ月以内の支払期日であります。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

借入金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は、金利変動リスク及び流動性リスクに晒されております。一部の借入金については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化等を目的とした金利スワップ取引を行うことにより、リスクの軽減を図っております。なお、デリバティブ取引のヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)ヘッジ会計の方法」に記載しております。また、流動性リスクについては、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	646,869	646,869	—
(2) 売掛金	84,571	84,571	—
資産計	731,441	731,441	—
(3) 買掛金	22,933	22,933	—
(4) 未払金	61,561	61,561	—
(5) 長期借入金	1,253,152	1,262,537	9,385
負債計	1,337,646	1,347,032	9,385
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(3) 買掛金、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しております。(上記(5)参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	15,000
差入保証金	298,609

関係会社株式及び差入保証金については、返還期限の見積もりが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	857円83銭
(2) 1株当たり当期純利益	88円01銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上されているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.61%～1.77%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	73,405千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,981千円
時の経過による調整額	1,092千円
期末残高	78,480千円

独立監査人の監査報告書

平成26年4月17日

株式会社買取王国  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 川 勝 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 浩 之 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社買取王国の平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あざさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年4月24日

株式会社買取王国 監査役会

常勤監査役	松岡保富	Ⓔ
社外監査役	深谷雅俊	Ⓔ
社外監査役	荒木隆浩	Ⓔ

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議 案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体質の強化を図るため、1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

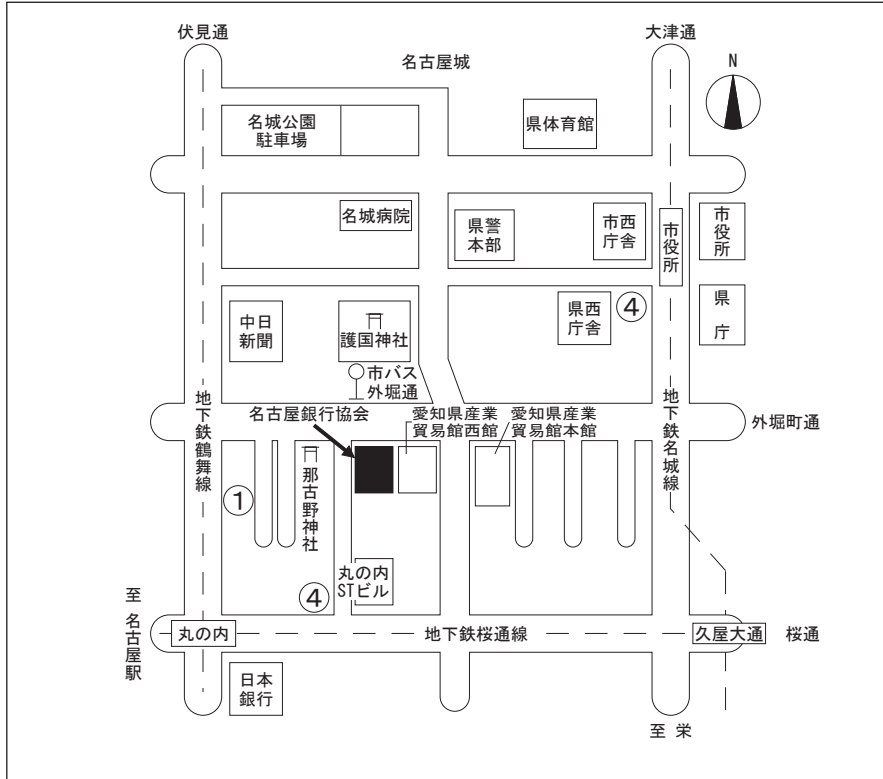
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	長谷川 和夫 (昭和26年12月17日生)	昭和49年4月 東芝EMI株式会社（現株式会社EMIミュージック・ジャパン）入社 当社代表取締役社長 平成15年1月 当社代表取締役会長 平成16年5月 当社代表取締役社長（現任） 平成20年5月 当社代表取締役社長（現任） 平成25年3月 当社営業本部長（現任）	52,000株
2	壬生 順三 (昭和34年10月20日生)	昭和57年4月 ぶんらく書店入社 株式会社マルス（現当社）代表取締役 平成11年10月 当社取締役 平成15年1月 当社取締役 平成18年3月 当社専務取締役管理本部長（現任）	30,000株
3	中島 康博 (昭和40年10月20日生)	昭和62年5月 本田裕視税理士事務所入所 平成2年2月 高井直樹税理士事務所入所 平成9年4月 美濃屋株式会社入社 平成14年10月 株式会社ニコル常務取締役 平成15年10月 株式会社大昇産業財務部長 平成17年12月 大丸開発株式会社入社 平成24年4月 当社経理財務部長（現任）	一 株
4	長谷川 太一 (昭和60年11月28日生)	平成21年4月 株式会社ボクデン入社 平成24年4月 当社入社	105,300株

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会 4階 402号室  
電話 052-231-7851(代)



**交通機関** 地下鉄一桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩6分  
鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分  
名城線「市役所駅」④番出口より徒歩8分  
市バス—名古屋バスターミナルより「外堀通」下車すぐ  
※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。